

このマニュアルにおける「体調不良」とは、次の状態をさしています。

①37.5℃以上の発熱がある。

②37.5℃未満であっても風邪症状、強い倦怠感、味覚・嗅覚異常などがある。

## 0 基本的な考え方

- ① 島根県教育委員会の方針では、寄宿舎の生徒に体調不良が確認された段階で、速やかに保護者に連絡し、できるだけ早く保護者に引き渡すこととなっています。すぐに帰省が難しい場合は、寄宿舎の静養室へ移動させ、静養させることが認められていますが、寄宿舎の静養室は男女各1室しかなく、すべての寄宿舎生について静養室で対応することは困難です。このような状況をふまえ、保護者への速やかな引き渡しが可能な島根県・広島県の寄宿舎生と、その他の都府県の寄宿舎生の対応を分けて考えています。
- ② 教職員が付き添って医療機関へ受診させる場合、本人負担のタクシーを利用することとしています。年度初めに、寄宿舎生が体調不良になった場合の医療機関への送迎を、「矢上高校応援団」の皆さんへお願いする説明をいたしました。万が一の感染リスクを考慮し、タクシーによる送迎とさせていただきます。なお、容態の急変など、緊急対応が必要であると判断した場合は、すべての寄宿舎生について、教職員の付添いのもと救急車を呼んで医療機関へ救急搬送することとします。

## 1 朝の健康観察で体調不良の場合

### 【島根県・広島県の生徒】

- ① 生徒は寄宿舎の静養室に移動し、登校しない。
- ② 舎監が保護者に状況を報告し、保護者に迎えに来てもらう。
- ③ 保護者の迎えがあるまでは教職員が経過観察を行う。
- ④ 保護者により医療機関で受診してもらい、家庭で静養する。

### 【上記以外の都府県の生徒】

- ① 生徒は寄宿舎の静養室に移動し、登校しない。
- ② 舎監が保護者へ状況を報告する。
- ③ 経過観察を行い、受診が必要と判断した場合、教職員付添いのもとタクシー（料金は本人負担）で医療機関へ連れて行き受診する。
- ④ 受診後は寄宿舎に戻り、寄宿舎の静養室で静養する。

## 2 登校中の体調不良の場合

### 【島根県・広島県の生徒】

- ① 生徒は学校内の静養室に移動し、教職員が経過観察を行う。
- ② 担任が保護者に状況を報告し、保護者に迎えに来てもらう。
- ③ 保護者により医療機関で受診してもらい、家庭で静養する。

### 【上記以外の都府県の生徒】

- ① 生徒は学校内の静養室に移動し、教職員が経過観察を行う。
- ② 担任が保護者に状況を報告する。
- ③ 経過観察の結果、受診が必要と判断した場合、教職員付添いのもとタクシー（料金は本人負担）で医療機関へ連れて行き受診する。
- ④ 受診後は寄宿舎に戻り、寄宿舎の静養室で静養する。

## 3 夜の健康観察で体調不良の場合

### 【島根県・広島県の生徒】

- ① 生徒は寄宿舎の静養室に移動し、静養する。
- ② 舎監が保護者に状況を報告し、保護者に迎えに来てもらう。迎えが翌日になる場合は、翌日迎えがあるまで舎監が経過観察を行う。
- ③ 保護者により医療機関で受診してもらい、家庭で静養する。

### 【上記以外の都府県の生徒】

- ① 生徒は寄宿舎の静養室に移動し、静養する。
- ② 舎監が保護者へ状況を報告する。
- ③ 経過観察を行い、受診が必要と判断した場合、教職員付添いのもとタクシー（料金は本人負担）で医療機関へ連れて行き受診する。
- ④ 受診後は寄宿舎に戻り、寄宿舎の静養室で静養し、翌日は登校しない。